

大和市告示第 38 号

大和市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日

大和市長 古谷田 力

大和市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市健康ポイント事業実施要綱（平成 28 年大和市告示第 272 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、「は、」の次に「健康づくりに関心がない市民又は健康づくりに関心がありながらも実践していない市民の自主的かつ積極的な健康づくりの取組を促進することを目的として、」を加え、「より、健康づくりに関心がない又は関心がありながらも実践していない市民の自主的かつ積極的な健康づくりの取組を促進することを目的」を「ついて、必要な事項を定めるもの」に改める。

第 6 条第 2 項中「5 回」を「3 回」に改め、同項第 2 号中「10 月」を「1 月」に改め、同項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

第 7 条第 2 項中「から第 4 回まで」を「及び第 2 回」に改め、同条第 3 項中「現年度分ポイントを対象とする第 4 回の抽選又は」を削り、「第 1 回」を「通常」に改め、同条第 4 項後段中「その審査を行うに当たり」を「応募の有効性を審査する」に改める。

第 8 条第 1 項中「各回の」を「当該抽選における」に改め、同項ただし書中「その回」を「当該抽選」に改め、「当該抽選」を「抽選」に改める。

第 9 条第 3 項中「候補者に選定されなかった」を「当選者とならなかった」に、「候補者を選定する」を「当選者を決定する」に改め、同項後段中「において、」の次に「当選の通知並びに」を、「については」の次に「、前条第 3 項及び」を加える。

第 10 条第 1 項中「原則として」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の大和市健康ポイント事業実施要綱第 6 条第 2 項第 4 号に規定する景品の当選者を決定する抽選については、令和 6 年度に付与された同要綱第 1 条に規定する健康ポイントに限り、なお従前の例による。